★ 各月とも支払基礎日数が 17 日未満のときは？★

（ケース）

・被保険者が短時間就労者（パートタイマー）の場合

（ ）は支払基礎日数		基本給	夜勤手当	合計
4月	（16）	130,000	10,000	140,000
5月	（15）	125,000	10,000	135,000
6月	（16）	130,000	10,000	140,000
			総額	415,000
			平均額	138,333

（算定基礎届の記入）

記入例　※記入箇所は青色の部分です。

㋐ 被保険者番号	㋑ 被保険者の氏名	㋒ 生年月日	㋓ 性別	㋔ 従前の標準報酬月額	㋕ 従前の改定月・原因
報　酬　月　額				㋖ 3ヶ月の総計	㋗ 適用年月
㋘ 算定対象月の報酬支払基礎日数	㋙ 通貨によるものの額	㋚ 現物によるものの額	㋛ 合計	㋜ 平均額	㋝ 修正平均額
				㋞ 決定後の標準報酬月額	
㋐ 厚生 125	㋑ 長野　七美	㋒ 7.2.10.2	㋓ 女	㋔従前 134 千円	㋗ ○ 年 9 月
㋘ 4 月 16 日	㋙ 140,000 円	㋚ 0 円	㋛ 140,000 円	㋖総計 415,000 円	㋝修正平均 円
5 月 15 日	135,000 円	0 円	135,000 円	㋜平均 138,333 円	㋟ 備考
6 月 16 日	140,000 円	0 円	140,000 円	㋞決定 142 千円	パート

㋕ 通貨及び現物 昇[降]給differの月額 昇[降]給月 ○年 9月 円 円 年 月 固定賃金 変動（有 無）

（説明）

・ 「㋟備考」欄には、必ず「パート」と記入してください。

・ **短時間就労者（パートタイマー）**については、**「すべての月の支払基礎日数が 17 日未満の場合」**に限り、**15 日以上 17 日未満の月のみ**で報酬月額の「㋛合計」の「㋖総額」を「㋜平均」し、「㋞決定後の標準報酬月額」を決定します。

・ このケースでは、3 ヶ月とも 15 日以上 17 日未満ですので、3 ヶ月の「㋜平均額」より、「㋞決定後の標準報酬月額」を決定します。

・ 「㋞決定後の標準報酬月額」＝142 千円（11 等級）

※ 「㋘支払基礎日数が 15 日以上 17 日未満の月」が、「1 ヶ月または 2 ヶ月ある場合」、「全くない場合」の取扱いは、2 枚目、3 枚目をご参照ください。

≪「支払基礎日数が 15 日以上 17 日未満の月」が 2 ヶ月ある場合≫

支払基礎日数	～	12	13	14	15	16	17	18	19
4月	112,000円								
5月	98,000円								
6月	105,000円								

≪各月の合計額≫
217,000円（2ヶ月分）

≪平均額≫
109,666円（2ヶ月平均）

≪標準報酬月額≫
110千円（7等級）

（算定基礎届の記入）

記入例　※記入箇所は青色の部分です。

㋐ 被保険者番号	㋑ 被保険者の氏名	㋒ 生年月日	㋓ 性別	㋔ 従前の標準報酬月額	㋕ 従前の改定月・原因
厚 健 111	鈴木 健子	7.2.10.2	女	㋔従前 134 千円	㋕ 23 年 9 月

報酬月額				㋖ 3ヶ月の総計	㋗ 適用年月
㋘ 算定対象月の報酬支払基礎日数	㋙ 通貨によるものの額	㋚ 現物によるものの額	㋛ 合計	㋜ 平均額	㋝ 修正平均額
				㋞ 決定後の標準報酬月額	
4 月 16 日	112,000 円	0 円	112,000 円	㋖総計 217,000 円	㋗修正平均 円
5 月 14 日	98,000 円	0 円	― 円	㋜平均 108,500 円	㋟ 備考
6 月 15 日	105,000 円	0 円	105,000 円	㋞決定 110 千円	パート

㋕ 円 円 年 月 固定賃金 変動〔 有 （無）〕

（説明）

- 「㋟備考」欄には、必ず「パート」と記入してください。

- 「㋘支払基礎日数が 15 日以上 17 日未満」の月は 2 ヶ月（4 月、6 月）あるので、2 ヶ月の「㋜平均」額より、「㋞決定後の標準報酬月額」を決定します。

- 5 月の「㋛合計」は、「㋘支払基礎日数」が 15 日未満なので、「－」（ハイフン）を記入してください。

- 「㋘支払基礎日数が 15 日以上 17 日未満」の月が 1 ヶ月のみの場合は、その月の「㋛合計」より「㋞決定後の標準報酬月額」を決定します。

- 「㋞決定後の標準報酬月額」＝110 千円（7 等級）

※ 「㋘支払基礎日数が 15 日以上 17 日未満の月が無い場合」の取扱いは、次のページをご参照ください。

≪「支払基礎日数が 15 日以上 17 日未満の月」が無い場合≫

支払基礎日数	～	12	13	14	15	16	17	18	19	
4月	91,000円									標準報酬月額は、 98千円とはならず、 従前の等級による標準 報酬月額で決定します。
5月	98,000円									
6月	98,000円									

（算定基礎届の記入）

記入例　※記入箇所は青色の部分です。

㋐ 被保険者番号	㋑ 被保険者の氏名	㋒ 生年月日	㋓ 性別	㋔ 従前の標準報酬月額	㋕ 従前の改定月・原因
報　酬　月　額				㋖ 3ヶ月の総計 / ㋗ 適用年月	㋘
㋙ 算定対象月の報酬支払基礎日数 / ㋚ 通貨によるものの額 / ㋛ 現物によるものの額 / ㋜ 合計				㋝ 平均額 / ㋞ 修正平均額	遡及支払額 昇(降)給後の月額 昇(降)給月
				㋟ 決定後の標準報酬月額	
㋐ 厚 健 123	㋑ 佐藤　保子	㋒ 7.2.10.2	㋓ 男	㋔従前 150 千円	㋕ 23 年 9 月
㋙ 4 月 13 日	㋚ 91,000 円	㋛ 0 円	㋜ － 円	㋖総計 － 円	㋗修正平均 円
㋙ 5 月 14 日	㋚ 98,000 円	㋛ 0 円	㋜ － 円	㋝平均 150,000 円	㋘ 備考
6 月 14 日	98,000 円	0 円	－ 円	㋟決定 150 千円	パート

（説明）

- 「㋜合計」、「㋖総計」、は、「㋙支払基礎日数」が 15 日未満なので、「－」（ハイフン）を記入してください。

- 「㋟決定後の標準報酬月額」は、「㋔従前の標準報酬月額」を引き継ぎます。

- 「㋝平均」＝「150,000 円」と記入してください。

- 「㋟決定後の標準報酬月額」＝150 千円（12 等級）